

2022年7月13日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

臨時株主総会の株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2022年6月17日付「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」に記載したとおり、当社株主である杉浦元氏、株式会社ブイ・シー・エヌ、有限会社ビージー、中井誠二氏、前民子氏、及び、LIU WEI（劉 巍）氏（以下あわせて「本提案株主」といいます。）より、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する同月9日付の書面（以下「本請求書」といいます。全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。）を同月10日付で受領いたしました。

その後、同月24日付「株主による臨時株主総会招集請求に係る当社対応に関するお知らせ」に記載したとおり、当社は同月24日付の取締役会において、実務上、2022年9月下旬に開催が予定されている第23回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の基準日である6月30日より、本臨時株主総会のために新たに設定する基準日を後日に設定せざるをえず、また、仮に本請求を受けて本臨時株主総会を開催するとしても、本定時株主総会と極めて近接した時期に本臨時株主総会を開催することとならざるを得ないため、極めて近接した時期に、多大な費用をかけて2回にわたり株主総会を開催することは適当とは考えられないこと等から、本臨時株主総会を開催せず、本定時株主総会における株主提案として付議することを決議しました。

しかし、同年7月5日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載したとおり、本提案株主より東京地方裁判所に対して株主招集許可申立てが行われ、同月4日に開催された同裁判所の尋問期日を踏まえて当社は方針を変更し、本臨時株主総会を同年8月25日に開催することとし、本臨時株主総会招集のための基準日設定を行いました。

さらには、同年7月7日付「臨時株主総会開催に関するお知らせ」に記載したとおり、当社は、同月7日付の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、場所及び株主総会の目的事項について決議を行いました。

今般、当社では、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の株主総会の目的事項である「【株主提案】第1号議案 取締役 福田道夫の解任の件」、「【株主提案】第2号議案 取締役 野崎正徳の解任の件」、及び、「【株主提案】第3号議案 取締役5名選任の件」に対する当社取締役会の意見について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本請求書及び各議案について慎重に検討した結果、取締役全員の意見の一致により、全議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

① 当社の資金繰りが逼迫している状況下にあること

2022年6月27日付第23期第3四半期報告書によれば、Raging Bull合同会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：スニール・ジー・サドワニ、以下「R B社」といいます。）の詐欺的行為などによって、当社の現金及び預金（連結）は、2021年6月30日時点では9,159百万円、2022年3月31日時点ではわずか607百万円に急減しており、当社のこれまでの経営成績、現在の財務状況及び資金繰りに鑑みると、当社はまさに危急存亡の秋にあります。

また、同月17日付「第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）（以下「本社債」といいます。）の割当先であるCVI Investments, Inc. との間の本社債にかかる買取契約において早期償還条項が定められていたところ、主にR B社との取引にかかる会計処理の修正の必要性から、2022年6月15日に当社株式が監理銘柄（確認中）に指定されたことで当該条項に該当することとなり、残存する本社債の全てについて償還義務が発生したことも資金繰りに影響しております。

このような逼迫している資金状況において、当社の福田代表取締役及び野崎取締役は状況改善のために当社の現状を踏まえながら様々な対応の最中にあります。そのため両名を即時に取締役から解任することは、事業の持続性の観点から株主共同の利益に反しており、不適當であると考えます。

② 福田代表取締役及び野崎取締役による事業ポートフォリオの再編が進行途中であること

本提案株主の本請求書によれば「貴社においては、既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出することが急務となります」とありますが、まさに福田代表取締役及び野崎取締役は当社の事業ポートフォリオの再編を主導してまいりました。

2021年5月13日付「投資家向けご説明資料」に記載のとおり、当社では、ソリューション事業（一部除く）の事業譲渡による事業再編後の事業活動として「OKWAVE ReBORN 2021」と題して「サービスの提供を通じて『ありがとう』の総量を増やしていくことを最重要テーマとする。」を掲げ、今までの事業経営で培った経営資源である(i)Q&Aサイトへの参加者、(ii)Q&Aサイト運営ノウハウ、(iii)解決力を活用している企業を活かし、昨今ではSNSを活用したインフルエンサーに代表されるような自己発信型で個人の知識を拡散させることができる場づくり、及び、Q&Aコミュニティに新たなコミュニケーション要素を組み立てることでより良い社会に対してよいナレッジや助け合いの場を提供することを目指し、これらの分野に新規投資することを表明しておりました。

当社では、上記にかかる議論を深耕し、2021年10月20日開催の取締役会においては、

音楽、ゲーム、スポーツ及びアニメなどのエンターテインメント業界とのコラボレーションを通じてサービスエリアを拡大し、将来は「仮想観戦＋コミュニティ」、「仮想コーチング＋コミュニティ」なども視野に入れて事業拡大を目指すべく、投資対象分野を「エンターテインメントサービス・コンサルティング関連サービス・人材関連サービス・IOT・AI・データアナリティクス・セキュリティ・ウェアラブルデバイス、ホログラム、VR/AR・五感通信など」とするコーポレートベンチャーキャピタル（以下「CVC」といいます。）ファンドの設立について議論をしておりました。

この経営方針にしたがって、当社は投資先並びに資本・業務提携先を探しはじめ、2021年11月19日にエンターテインメント業界のベンチャー企業数社と投資のための面談を行うなど、投資先及び業務提携先を探しておりました。

このような経過の中で、まず2021年12月10日付「特定子会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、Q&A コミュニティサイト「OKWAVE」を中心とした事業をより積極的に展開していくために、国内外の各分野の企業・サービスに投資を行い連携を図ることで新たなコンテンツとユーザーを取り込み、事業の拡大を目指すことを目的としてCVCとしてOK FUND L.P（以下「OK FUND」といいます。）の設立をいたしました。

次に2021年12月15日付「株式会社アップライツの第三者割当増資引受による株式取得（子会社化）及び業務提携に関するお知らせ」及び当社ホームページ掲載の「『株式会社オウケイウェイヴ』『株式会社アップライツ』Q&Aコミュニティサイト、コンテンツの共同開発と展開を目的に資本業務提携を締結」に記載のとおり、当社と、エンターテインメントにおける総合制作企業として、音楽、映像などのエンターテインメント事業を手掛けており、時代と共に移り変わる社会の人々の様々なニーズに的確に対応しながら、日本に、そして世界に“勇気”や“活力”を提供し、創造し続けている株式会社アップライツ（以下「アップライツ社」といいます。）は、昨今のコロナ禍で多くの人々が閉塞感を感じる状況などが生じる中、様々な音楽・映像等のソフトやコンテンツが人の心や生活に“勇気”や“活力”をもたらすという大事な役割に着目し、国内外に向けて人々の生活の心の充実や“勇気”や“活力”をさらに持ってほしい、という思いが合致したことから、当社はエンターテインメント分野における協業による事業拡大を目指しアップライツ社を子会社化したいたしました。

その後も、当社は資本・業務提携を行うことのできるエンターテインメント企業を模索し、その目的に合致したベンチャー企業への投資・業務提携の可能性を協議するなど、エンターテインメント事業への事業展開に注力をしてまいりましたが、前記①のとおり当社の資金繰りが逼迫する状況となり、現在は当社の資本増強及びエンターテインメント事業への事業展開に寄与できる業務提携の実現に注力しております。

以上のことから分かりますとおり、福田代表取締役及び野崎取締役をはじめ現経営陣は事業ポートフォリオの再編に注力し、その結果としてCVCであるOK FUNDの設立やM&Aによるアップライツ社の子会社化などを実現してきており、現時点においても当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために邁進している途上にあります。

③ 福田代表取締役及び野崎取締役は、喫緊の課題解決後に速やかに退任する予定であること

福田代表取締役及び野崎取締役は、(i)当社が極めて厳しい資金状況下にあることから、自己保身目的は一切なく、株主共同の利益のために取締役の職務を遂行する旨、(ii)

速やかに後記の追加調査を実施し明らかになっていない事実等を解明する旨、そして、(iii)近い将来において、R B社の詐欺的行為を見抜けずに取引をしてしまった経緯から、取締役の地位を退任する意向をすでに表明しております。退任時期については、事業の存続性の観点から、追加調査が完了した後、福田代表取締役は経営が安定化した時点で、また、野崎取締役は資金繰りが安定した時点で、取締役を退任する意向です。

④ 本請求に至った背景・理由の前提となる事実認識に齟齬があること

本提案株主は、2022年6月9日付本請求書において、「現経営陣が、本投資額に見合った本取引先の実態把握、資金繰り及び財務リスクに対する綿密な調査など最低限必要と認められる善良なる管理者としての注意義務を怠っていたことは、火を見るより明らかです。したがって、安易な調査に終始し合理性に欠ける経営判断を行った結果、貴社をして多額の取立不能債権を抱えさせるに至った現経営陣に、貴社の今後の再建を委ねることは到底できません。」と主張しています。

しかし、当社が設置した、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される調査委員会による同月10日付調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）によれば、委員の少数意見があるものの「本件投資を決定した取締役会決議の意思決定について、決定の過程に軽率な部分は認められるものの、過程・内容に著しく不合理な点があったとまではいえず、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと考えられる。」とされており。

本提案株主の主張は6月9日になされたものであり、本調査報告書の提出及び公表の日付が6月10日付であることを考えると、本提案株主は、本調査報告書の結果を踏まえることなく本請求をされるに至っており、本調査結果と比較した場合、本提案株主には、本請求に至った背景・理由の前提となる事実認識に齟齬があるものと考えます。

なお、同月27日付「2022年6月期第3四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出（過年度決算の訂正）に関するお知らせ」に記載のとおり、現経営陣は、本調査報告書で明らかになっていない事項があることから、追加的に調査を行う方針です。

(3) 結論

したがって、当社取締役会は、「【株主提案】第1号議案 取締役 福田道夫の解任の件」、及び、「【株主提案】第2号議案 取締役 野崎正徳の解任の件」は不相当であり反対いたします。

また、本提案株主の本請求書によれば「【株主提案】第3号議案 取締役5名選任の件」は第1号議案及び第2号議案が可決されることを条件としているため、併せて反対をいたします。

以上の次第でございますので、当社取締役会としては、全議案に反対いたします。

以 上